木質ペレット燃料についての検査方法の一部を改正する件　新旧対照表
〇木質ペレット燃料についての検査方法（令和５年６月 15 日農林水産省告示第 744 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
木質ペレット燃料についての検査方法	**木質ペレット燃料についての検査方法**
1　適用範囲 この検査方法は，日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う木質ペレット燃料についての検査方法を規定する。	**1　適用範囲** この検査方法は，日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う木質ペレット燃料についての検査方法を規定する。
2　引用規格 次に掲げる引用規格は，この検査方法に引用されることによって，その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。 **JAS 0030-1**　木質ペレット燃料－第 1 部：一般要求事項 **JAS 0030-2**　木質ペレット燃料－第 2 部：用語 **JAS 0030-3**　木質ペレット燃料－第 3 部：試料のサンプリング及び調製方法 **JAS 0030-4**　木質ペレット燃料－第 4 部：ペレットの長さ及び直径の測定方法 **JAS 0030-5**　木質ペレット燃料－第 5 部：含水率の測定方法－基準法 **JAS 0030-6**　木質ペレット燃料－第 6 部：含水率の測定方法－簡易法 **JAS 0030-7**　木質ペレット燃料－第 7 部：含水率の測定方法－一般分析試料用 **JAS 0030-8**　木質ペレット燃料－第 8 部：灰分の測定方法 **JAS 0030-9**　木質ペレット燃料－第 9 部：機械的耐久性の測定方法 **JAS 0030-10**　木質ペレット燃料－第 10 部：微粉率の測定方法 **JAS 0030-11**　木質ペレット燃料－第 11 部：発熱量の測定方法 **JAS 0030-12**　木質ペレット燃料－第 12 部：かさ密度の測定方法 **JAS 0030-13**　木質ペレット燃料－第 13 部：炭素・水素・窒素の測定方法 **JAS 0030-14**　木質ペレット燃料－第 14 部：硫黄・塩素の測定方法 **JAS 0030-15**　木質ペレット燃料－第 15 部：微量元素の測定方法 **JAS 0030-16**　木質ペレット燃料－第 16 部：灰溶融挙動の測定方法 **JAS 0030-17**　木質ペレット燃料－第 17 部：粒子密度の測定方法 木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準（令和 5 年 6 月 15 日農林水産省告示第 745 号）	（新設）
3　用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は，**JAS 0030-2** による。	（新設）
4　検査の種類	**2　検査の種類**

検査は，次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a)　最終製品における検査　次による。

1)　検査は，抽出して行う。

2)　抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は，**箇条 5** による。

b)　製造工程における検査　**箇条 6** による。

5　最終製品における検査

5.1　第 1 種検査方法

5.1.1　抽出の割合等

製造条件が同一と認められ，かつ，同一の等級に格付しようとする 10 日分以内の製造荷口を検査荷口とし，その抽出の割合及び方法は，**JAS 0030-3** の **9～12** による。

5.1.2　検査に係る格付の基準

JAS 0030-1 の **6.1，6.2，6.4，6.5** 及び **6.7** によって試験を行い，その結果，**JAS 0030-1** の **5.1** によって合格又は不合格を判定する。

5.2　第 2 種検査方法への移行

5.1 によって検査を行った結果，その検査荷口の木質ペレット燃料が連続して 5 回合格に格付されたときは，その検査荷口に係る工場の製品については，それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は，**5.3** による。

5.3　第 2 種検査方法

5.3.1　抽出の割合等

5.1.1 の規定を準用する。この場合において，**5.1.1** 中“製造条件”とあるのは“**5.2** の規定によって検査が **5.3** によることとなった木質ペレット燃料で製造条件”と，“10 日分”とあるのは“30 日分”と読み替える。

5.3.2　検査に係る格付の基準

5.1.2 の規定を準用する。

5.4　第 1 種検査方法への移行

5.3 によって検査を行った結果，その検査荷口の木質ペレット燃料がその等級に合格しなかったときは，その検査荷口に係る工場の製品については，それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は，**5.1** による。

6　製造工程における検査

6.1　抽出の割合等

樹種及び製造条件が同一と認められ，かつ，同一の等級に格付しようとする原則として 1 日分以内の製造荷口を検査荷口とし，その抽出の割合及び方法は，品質管理内部規程［木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準の **4.2.2 d)** に規定する内部規程をいう。以下同じ。］による。

6.2　検査に係る格付の基準

検査は，次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a)　最終製品における検査

1)　理化学検査は，抽出して行う。

2)　最終製品における検査は，**箇条 3** に定めるところによる。

b)　製造工程における検査

製造工程における検査は，**箇条 4** に定めるところによる。

3　最終製品における検査

3.1　第 1 種検査方法

3.1.1　抽出の割合等

製造条件が同一と認められ，かつ，同一等級に適合させようとする 10 日分以内の製造荷口を検査荷口とし，その検査荷口から **JAS 0030** の **B.5** に定める数量を抽出する。

3.1.2　検査に係る格付の基準

JAS 0030 の **6.1，6.2，6.4，6.5** 及び **6.7** によって試験を行い，その結果，**JAS 0030** の **5.1** によって合格又は不合格を判定する。

3.2　第 2 種検査方法への移行

3.1 に定めるところによって検査を行った結果，その検査荷口のものが連続して 5 回合格に格付されたときは，その検査荷口に係る工場の製品については，それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は，**3.3** に定めるところによる。

3.3　第 2 種検査方法

3.3.1　抽出の割合等

3.1.1 の規定を準用する。この場合において，**3.1.1** 中“製造条件”とあるのは“**3.2** の規定によって検査が **3.3** に定めるところによることとなった木質ペレット燃料の製造条件”と，“10 日分”とあるのは“30 日分”と読み替えるものとする。

3.3.2　検査に係る格付の基準

3.1.2 の基準を準用する。

3.4　第 1 種検査方法への移行

3.3 に定めるところによって検査を行った結果，その検査荷口のものがその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは，その検査荷口に係る工場の製品については，それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は，**3.1** に定めるところによる。

4　製造工程における検査

4.1　抽出の割合等

樹種及び製造条件が同一と認められ，かつ，同一等級に格付しようとする原則として 1 日分以内の製造荷口を検査荷口とし，その抽出の割合及び方法は，品質管理内部規程［木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準（令和 5 年 6 月 15 日農林水産省告示第 745 号）の **2.2.2 d)** に規定する内部規程をいう。以下同じ。］に定めるところによる。

4.2　検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い，その結果，格付しようとする等級の品質管理内部規程に基づく品質管理の基準を満たすときは，当該検査荷口を合格とし，その等級に格付する。	品質管理内部規程に基づいて検査を行い，その結果，品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは，当該検査荷口を合格に格付する。